

## 大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱

### （趣旨）

第1条 府は、青年の就農意欲の喚起を図り、青年就農者の増大を図るため、予算の範囲内において、就農前の研修段階の青年就農者に対して新規就農者育成総合対策就農準備資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付については、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号 農林水産事務次官依命通知、以下「確保緊急対策実施要綱」とする）（令和3年度から資金の交付を受けている者）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知、以下「新規就農者実施要綱」）（令和4年度から資金の交付を受けている者）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号 農林水産事務次官依命通知、以下「確保緊急円滑化対策実施要綱」）及びこの要綱の定めるところによる。

### （資金の対象）

第2条 資金の対象となる事業は、次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業とする。

### （交付要件）

第3条 資金の交付を受けることができる者は、次に掲げる交付要件のいずれにも該当する者とする。

（1）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

（2）第5条の研修計画（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると府が別に定める研修機関等で研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
- エ 国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 就農後５年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
  - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
  - (ウ) 別に知事が定める要件を具備していること。
- (３) 常勤（週３５時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- (４) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成２４年４月６日付け２３経営第３５４３号農林水産事務次官依命通知）の別記１農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月３０日付け元経営第２４７８号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月２８日付け２経営第２５５８号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、確保緊急対策実施要綱の別記１新規就農促進研修支援事業、別記５就農準備支援事業又は確保緊急円滑化対策実施要綱の別記１就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。加えて、国や府の給付金等を不正に受給したことがないこと。
- (５) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（第１５条の第２項の規定を満たすものに限る。以下同じ。）を確約すること。

- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（（5）の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- (8) 第5条の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると府が認める場合は、採択を可能とする。
- (9) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5条の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- (10) 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- (11) 大阪府の府税等を滞納していないこと。
- (12) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。

（交付金額及び交付期間）

第4条 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき1人あたり最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、第3条第1項第2号のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（研修計画の申請）

第5条 資金の交付を受けようとする者は、研修計画（様式第1号）を作成し、連帯保証人を立てた上で知事に申請しなければならない。

（研修計画の承認）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、研修計画の内容について審査する。

- 2 審査の結果、第3条の交付要件を満たし、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知）（以下「交付対象者の考え方」という）等に基づいて、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認するかどうかを決定し、承認する場合にあっては研修計画承認通知書（様式第2号）により、研修計画を承認しない場合にあっては研修計画却下通知書（様式第3号）により、それぞれの旨を当該申請をした者に通知する。

なお、審査に当たっては、関係者で面接等の実施により行う。

（研修計画の変更）

第7条 前条の規定による承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、あらかじめ計画の変更を知事に申請し、その承認を受けなければならない。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、変更研修計画（様式第1―2号）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、第6条に準じて承認等を決定し、当該申請をした者に通知（様式第2―2号、様式第3―2号）する。

（交付の申請）

第8条 第6条の承認を受けた者は、新規就農者育成総合対策就農準備資金交付申請書（様式第4号）を作成し、連帯保証人の署名、捺印を

添えて、知事に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行う。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出する。

（交付の決定等）

第9条 知事は、第8条の規定による申請があったときは、申請の内容が適当であると認めた場合は、新規就農者育成総合対策就農準備資金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知し、資金を交付する。

（交付及び支払い）

第10条 資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

2 資金は、第9条の規定による交付の決定を受けた者が指定する銀行その他の金融機関の当該者の口座への振込みにより支払う。

（研修状況の報告）

第11条 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、研修状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。提出は交付期間開始日から半年ごととし、その1か月以内に行う。

（研修実施状況の確認）

第12条 知事は、前条の規定による報告があったときは、研修機関や農と緑の総合事務所等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には関係機関と連携して適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（様式第7号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付

対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができる。

(1) 交付対象者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

- ア 研修に対する取組状況
- イ 技術の習得状況
- ウ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

- ア 成績表（成績表が発行されている場合）
- イ 出席状況
- ウ 研修時間及び休憩時間

（就農状況の報告）

第13条 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（就農遅延の届出）

第14条 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤すること）又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（様式第9号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。

（就農報告）

第15条 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の独立・自営就農とは、次に掲げる各号の要件を満たすものに限るものとし、雇用就農とは農業法人等で常勤することをいう（以下同じ。）。

(1) 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強

化促進法第 19 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。) を交付対象者が有していること。

- (2) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- (3) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (4) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (5) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(就農中断の届出)

第 16 条 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（様式第 11 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（様式 12 号）を提出する。

(離農報告)

第 17 条 交付対象者は、交付終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（様式第 24 号）を交付主体に提出する。

(研修終了後の確認)

第 18 条

(1) 就農状況の確認

知事は、第 13 条の規定による就農状況報告の提出があったときは、交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間、半年ごとに、新規就農者実施要綱又は確保緊急円滑化対策実施要綱の規定により確認する。ただし、親元就農をする場合は、農業を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

府と異なる都道府県に就農した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。

(2) 就農遅延者の状況確認

交付主体は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。承認する場合にあっては就農遅延承認通知書（様式第 13 号）により、承認しない場合にあっては就農遅延不承認通知書（様式第 14 号）により、それぞれの旨を当該申請をした者に通知する。なお、就農遅延期間は研修終了から後から原則 2 年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

（３）農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

（４）就農中断者の状況確認

交付主体は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

（継続研修計画の申請）

第 19 条 交付対象者は、受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により研修を行おうとする場合は、継続研修計画（様式第 15 号）を作成し、第 5 条の手続きに準じて知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた者は、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

4 継続研修は交付終了後 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。

5 継続研修を受ける場合の、第 24 条第 1 項第 2 号イの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は第 11 条の規定に準じて、知事に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

(継続研修計画の承認)

第 20 条 知事は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、第 6 条に準じて承認等を決定し、当該申請をした者に通知する。

ただし、この場合、「第 3 条の交付要件」を「第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の要件」と読み替える。

(交付の停止)

第 21 条 知事は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は資金の交付を停止する。

- (1) 第 3 条の交付要件を満たさなくなった場合
- (2) 研修を途中で中止した場合
- (3) 研修を途中で休止した場合
- (4) 第 11 条の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (5) 第 12 条の研修実施状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合
- (6) 新規就農者実施要綱別記 2 第 10 の 3 又は確保緊急円滑化対策実施要綱別記 1 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(交付の中止)

第 22 条 交付対象者は、受給を中止する場合は知事に中止届（様式第 17 号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提出があったとき、又は前条第 1 号、第 2 号、第 4 号若しくは第 5 号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第 23 条 交付対象者は、病気等のやむを得ない理由により研修を休止する場合は知事に休止届（様式第 18 号）を提出しなければならない。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

- 2 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（様式第 19 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき

最長１年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、前項の研修再開届と合わせて第７条の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

- ４ 知事は、第１項及び第３項の規定による提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- ５ 知事は、第２項の規定による提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### （資金の返還）

第２４条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者から資金の一部又は全部を返還させるものとする。ただし、病気、災害等はやむを得ない事情があると知事が認めた場合（第２号のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

##### （１）一部返還

- ア 第２１条第１項第１号から第３号まで及び第６号に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還させる。
- イ 第２１条第１項第４号に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還させる。

##### （２）全額返還

- ア 第２１条第１項第５号に該当した場合
- イ 研修（第１９条の継続研修を含む。）終了後（研修中止後を含む。）１年以内に原則５０歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第１４条による手續を行い、研修終了から原則２年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
- ウ 第４条のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後５年以内に第３条第１項第２号のエの（ア）の農業経営を実現できなかった場合
- エ 親元就農した者が、第３条第１項第５号で確約したことを実施しなかった場合
- オ 独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ 雇用就農をした者が、第 3 条の（7）の要件を満たさなかった場合

キ 交付期間の 1.5 倍（第 4 条のなお書きにより海外研修を実施した者については 5 年間。以下同じ）又は 2 年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業従事日数が一定（例：年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合。ただし、第 16 条による手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

ク 就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内（第 16 条による手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内）で第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条および第 26 条の報告を行わなかった場合

ケ 虚偽の申請等を行った場合

2 資金の返還に係る費用については、交付対象者及び連帯保証人等（以下「交付対象者等」とする。）の負担とする。

（資金の返還免除）

第 25 条 交付対象者は、前条の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（様式第 20 号）を知事に提出することができる。

2 知事は、第 1 項の規定による申請があったときは、返還免除するかどうかを決定し、返還免除する場合にあっては資金返還免除決定通知書（様式第 21 号）により、返還免除をしない場合にあっては資金返還免除却下通知書（様式第 22 号）により、それぞれの旨を当該申請をした者に通知する。

（変更等の届出）

第 26 条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（様式第 23 号）を知事に提出しなければならない。

（不正受給に対する措置）

第 27 条 知事は、交付対象者が偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、当該交付対象者に支給した資金の全部を返還させるとともに、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

(交付情報等の共有)

第 28 条 知事は、新規就農者実施要綱別記 2 第 7 の第 1 項第 11 号又は確保緊急円滑化対策実施要綱別記 1 第 7 の第 1 項第 11 号に基づくデータベースに交付対象者の交付情報等を登録する。

2 前項で登録した交付情報等は、交付対象者のフォローアップのため、必要に応じて本事業に関わる関係機関で共有する。

(違約金及び延滞金)

第 29 条 交付対象者等は第 24 条の規定により資金の返還を命ぜられたときは、資金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない違約金の額は、資金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該資金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、交付対象者等の納付した金額が返還を命ぜられた資金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた資金の額に充てられたものとする。

3 交付対象者等は、資金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならない。

4 第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

5 第 24 条第二項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。

(適用除外)

第 30 条 資金に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八十五号）の規定は、適用しない。

（その他）

第 31 条 本要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 6 月 6 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 24 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年度事業より適用する。

附 則

この要綱は平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 29 年度事業より適用する。

附 則

この要綱は平成 29 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第 8－1 号、様式第 8－2 号、様式第 8－3 号、様式第 15 号、様式第 7 号－1 号、様式第 24 号については、改正後の同要綱を適用するものとする。

3 また、改正前の農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第 3 条の 1 の（2）のイの（ア）に規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要綱の第 3 条の 1 の（1）のイの（ア）及び（ウ）、第 12 条の 1 の（3）のウ、様式第 1 号の別添 2 及び別添 11、様式第 6－1 号、様式第 6－2 号、様式第 7 号を適用するものとする。

附 則

1 この要綱は令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、第 12 条、第 13 条、第 23 条の 1 及び 3、第 24 条の（2）、様式第 1 号から第 24 号まで、並びに改正前の第 3 条の（7）については、改正後の同要綱を適用するものとする。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 12 月 3 日から施行する。
- 2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、第 1 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条については、令和 3 年 4 月 30 日以降に資金の交付の申請をした者についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和 4 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、第 1 条については、令和 3 年 4 月 30 日以降に資金の交付の申請をした者についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱として、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、第 1 条については、令和 3 年 4 月 30 日以降に資金の交付の申請をした者についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱および大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、第 1 条については、令和 3 年 4 月 30 日以降に資金の交付の申請をした者についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱および大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は令和 6 年 5 月 10 日から施行する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱および大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は令和 6 年 7 月 24 日から施行する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱および大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。ただし、様式第 1－2 号、様式第 2－2 号、様式第 3－2 号については、改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則

1 この要綱は令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

2 なお、改正前の大阪府農業次世代人材投資事業資金交付要綱および大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱の規定に基づき実施している事業については、従前の例によるものとする。